

都道府県は、地方自治法第2条第5項の規定により、市町村を包括する広域の地方公共団体をいう。

(1)広域にわたるもの、(2)市町村に関する連絡調整に関するもの及び(3)その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理する。

## (1) 広域事務

複数の市区町村にまたがる広範な区域において処理することが求められる事務

## (2) 連絡調整事務

国等や都道府県等と市町村との間の連絡調整、市町村相互間の連絡・連携・調整等

## (3) 補完事務

その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務

# 指定都市制度の概要

**1 政令指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市をいう。**

政令指定の要件としては、法の文言では人口50万以上とのみ規定されているが、立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されているところ。

**2 政令指定都市は、都道府県の区域に包括される普通地方公共団体たる市であるが、現行制度上その組織、権能等について一般の市とは異なる取扱いをされている。**

政令指定都市については、大都市行政の合理的、能率的な執行と市民の福祉向上を図るため、地方自治法及びその他の法令において、(1) 事務配分、(2) 関与、(3) 行政組織、(4) 財政の各面において他の一般市とは異なる特例が定められているところ。

## (1) 事務配分上の特例

(例1) 児童福祉に関する事務

児童相談所を市において設置することに伴い、児童福祉に関する県等の事務のほとんど全部を行うことになる。

(例2) 都市計画に関する事務

基本的に都市計画決定に関し都道府県が処理する事務のほとんど全部を行うこととなる。

(例3) 道路に関する事務

道路法に基づき市内の指定区間外の国道及び県道の管理を行うことになる。

(例4) 教育に関する事務

県費負担教職員の任免、給与の決定を行うことになる。

## (2) 関与の特例

大都市としての自主的、一元的な行政執行を図るため、市が事務を処理するに当たって、知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与の必要をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとされている。

(例) 地方債の協議又は起債の方法、利率若しくは償還方法の変更の協議

知事の関与に代えて各大臣の関与となる。

(総務省HPより抜粋)

# 指定都市制度の概要 (つづき)

## (3) 行政組織上の特例

指定都市における行政を能率的に執行させるため、行政組織上の特例が設けられている。

(例) 区の設定

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例でその区域を分けて区を設置するものとされている。

## (4) 財政上の特例

財政上の特例としては、大都市にふさわしい行政需要をまかなう財源が確保されるよう、特別の行政需要が考慮され、地方揮発油譲与税の増額等の措置がなされている。

### 3 平成24年4月1日現在、指定都市として20市が指定。

都 市	人 口		移行年月日	指定政令 ※3
	指定時人口 ※1	※2		
大 阪 市	2,547	2,691,185	昭和31年9月1日	昭和31年政令第254号
名 古 屋 市	1,337	2,295,638	昭和31年9月1日	
京 都 市	1,204	1,475,183	昭和31年9月1日	
横 浜 市	1,144	3,724,844	昭和31年9月1日	
神 戸 市	979	1,537,272	昭和31年9月1日	
北 九 州 市	1,042	961,286	昭和38年4月1日	昭和38年政令第10号
札 幌 市	1,010	1,952,356	昭和47年4月1日	昭和46年政令第276号
川 崎 市	973	1,475,213	昭和47年4月1日	
福 岡 市	853	1,538,681	昭和47年4月1日	
広 島 市	853	1,194,034	昭和55年4月1日	昭和54年政令第237号
仙 台 市	857	1,082,159	平成元年4月1日	昭和63年政令第261号
千 葉 市	829	971,882	平成4年4月1日	平成3年政令第324号
さいたま市	1,024	1,263,979	平成15年4月1日	平成14年政令第319号
静 岡 市	707	704,989	平成17年4月1日	平成16年政令第322号
堺 市	830	839,310	平成18年4月1日	平成17年政令第323号
新 潟 市	814	810,157	平成19年4月1日	平成18年政令第338号
浜 松 市	804	797,980	平成19年4月1日	
岡 山 市	696	719,474	平成21年4月1日	平成20年政令第315号
相 模 原 市	702	720,780	平成22年4月1日	平成21年政令第251号
熊 本 市	734	740,822	平成24年4月1日	平成23年政令第323号

※1 指定時人口（単位：千人）は、

五大市 昭30.10  
 北九州市 昭40.10  
 札幌市・川崎市・福岡市 昭45.10  
 広島市 昭50.10  
 仙台市 昭60.10  
 千葉市 平2.10  
 さいたま市・静岡市・堺市 平12.10  
 新潟市・浜松市・岡山市・相模原市 平17.10  
 熊本市 平成22.10

の国勢調査人口を用いた。

※2 人口（単位：人）は、平成27年国勢調査（確定値）

※3 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令（北九州市の指定からは同政令の一部を改正する政令による。）

# 地方公共団体の主な役割分担の現状

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻薬取扱者(一部)の免許</li> <li>・精神科病院の設置</li> <li>・臨時の予防接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士、介護支援専門員の登録</li> <li>・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校の設置認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種フロン類回収業者の登録</li> <li>・公害健康被害の補償給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域の指定</li> <li>・指定区間の1級河川、2級河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察(犯罪捜査、運転免許等)</li> </ul>
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の入院措置</li> <li>・動物取扱業の登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校教職員の任免、給与の決定</li> <li>・小中学校学級編成基準、教職員定数の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物用地下水の採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域区分に関する都市計画決定</li> <li>・指定区間外の国道、県道の管理</li> <li>・指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理</li> </ul>	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の設置</li> <li>・飲食店営業等の許可</li> <li>・温泉の利用許可</li> <li>・旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督</li> <li>・介護サービス事業者の指定</li> <li>・身体障害者手帳交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県費負担教職員の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>・ばい煙発生施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>	
施行時特例市				<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</li> <li>・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>・土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul>	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村保健センターの設置</li> <li>・健康増進事業の実施</li> <li>・定期の予防接種の実施</li> <li>・結核に係る健康診断</li> <li>・埋葬、火葬の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の設置・運営</li> <li>・生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)</li> <li>・養護老人ホームの設置・運営</li> <li>・障害者自立支援給付</li> <li>・介護保険事業</li> <li>・国民健康保険事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の設置管理</li> <li>・幼稚園の設置・運営</li> <li>・県費負担教職員の勤務の監督、勤務成績の評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の収集や処理</li> <li>・騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道の整備・管理運営</li> <li>・都市計画決定(上下水道等関係)</li> <li>・都市計画決定(上下水道等以外)</li> <li>・市町村道、橋梁の建設・管理</li> <li>・準用河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防・救急活動</li> <li>・災害の予防・警戒・防除等</li> <li>(その他)</li> <li>・戸籍・住基</li> </ul>

特別区

(第30回地方制度調査会第6回小委員会資料を基に神奈川県広域連携課作成)

## 都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務

(第30次地方制度調査会答申別表より)

	事 務	根拠条文(H25.6答申時点)	※1	※2	※3
1	保育士試験・登録	児童福祉法第18条の8、第18条の18等	○		
2	介護支援専門員の登録	介護保険法第69条の2等	○		
3	都道府県介護保険事業支援計画の策定	介護保険法第118条等	○		
4	国民健康保険組合の設立認可	国民健康保険法第17条等			
5	都道府県福祉人材センターの指定	社会福祉法第93条等	○		
6	都道府県障害福祉計画の策定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条等	○		
7	都道府県老人福祉計画の策定	老人福祉法第20条の9等	○		
8	医療計画の策定	医療法第30条の4等	○		
9	精神科病院の設置	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7等	○		
10	臨時の予防接種の実施	予防接種法第6条等	○		
11	流域下水道の設置・管理 (市町村は都道府県と協議の上、設置・管理が可能)	下水道法第25条の2等			
12	浄化槽工事業者の登録	浄化槽法第21条等	○		
13	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定 (指定都市は必要な制限を付加する基準の策定が可能)	食品衛生法第51条等 (地方自治法施行令第174条の34等)	○		
14	麻薬取扱者及び向精神薬取扱者(一部)の免許	麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条等	○		
15	都市計画基礎調査の実施	都市計画法第6条等	○		
16	都市計画事業(一部)の施行認可	都市計画法第59条等	○		○
17	都市計画区域の指定	都市計画法第5条等	○		
18	空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計画の決定	都市計画法第15条第1項第2号～第7号、第87条の2、令第45条等	○		
19	土地利用基本計画の策定	国土利用計画法第9条等	○		
20	土地取引の規制区域の指定	国土利用計画法第12条等	○	○	
21	指定区間内の一級河川の管理	河川法第9条、令第2条等	○	○	
22	二級河川の管理	河川法第10条等	○	○	
23	直轄区域以外の砂防設備の管理	砂防法第5条等	○		
24	直轄区域以外の海岸保全区域等の管理	海岸法第5条等	○	○	
25	地すべり防止区域の管理	地すべり等防止法第7条等	○		
26	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条等	○	○	
27	解体工事業者の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条等	○		
28	農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2等	○	○	○
29	農業振興地域整備基本方針の作成 農業振興地域の指定 市町村が定める農用地利用計画の同意	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第6条、第8条等	○		
30	地域森林計画の策定	森林法第5条等	○		
31	民有林の開発行為の許可	森林法第10条の2等	○		○
32	保安林の指定(一部)・管理	森林法第25条の2、第34条等	○		
33	私立幼稚園の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号等	○		
34	私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号等	○		
35	学校法人(一部)の設立認可	私立学校法第4条、第30条等	○		
36	防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請	自衛隊法第83条等	○		
37	市町村消防の支援のための航空消防隊の設置	消防組織法第30条等			
38	都道府県警察の設置	警察法第36条等			
39	道路における交通の規制	道路交通法第4条等	○		
40	公害健康被害の補償給付	公害健康被害の補償等に関する法律第4条等	○		
41	第一種フロン類回収業者の登録	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第9条等	○		
42	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、対策計画の策定	ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第31条等	○	○	

※1 指定都市及び指定都市を包括する道府県に対して行われた事務の移譲に関する意向調査(平成24年10月～平成25年2月)において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市が移譲に賛成とした事務

※2 同調査において賛否の回答があったもののうち、3分の2以上の指定都市を包括する道府県が移譲に賛成とした事務

※3 地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例により、一以上の指定都市に移譲されている事務

(神奈川県広域連携課作成)

# 財政状況①

# 財政規模 [令和元年度決算]

指定都市所在道府県は、指定都市より財政力指数は小さく、本県でも同様の傾向

指定都市所在道府県平均：0.66 指定都市平均：0.86

(単位：億円)

	標準財政規模				財政力指数
		標準税 収入額等	普通交付税	臨財債 発行可能額	
神奈川県	13,043	10,943 (83.9%)	1,043 (8.0%)	1,056 (8.1%)	0.90
横浜市	9,448	8,805 (93.2%)	218 (2.3%)	425 (4.5%)	0.97
川崎市	3,742	3,742 (100%)	-	-	1.02
相模原市	1,720	1,412 (82.1%)	157 (9.1%)	151 (8.8%)	0.89

※各表中の金額は、表示単位未満四捨五入しているため、合計と符合しないことがある。

# 財政状況② 歳入の状況 [令和元年度決算]

一般財源に占める税収額等は指定都市のほうが高い傾向。  
 県は地方交付税・臨時財政対策債に頼った財政運営となっている。

(単位：億円)

	歳入 総額	※[ ]は、一般財源に占める割合を示す。			※< >は、県債市債に対する割合を示す。		
		一般 財源	税・譲与税 ・税交付金		県債 市債	臨時債	臨時債 以外
			交付税				
神奈川県	16,838	12,118	10,930 [90.2%]	1,070 [8.8%]	2,100	1,056 <50.3%>	1,043 <49.7%>
横浜市	17,941	9,747	9,419 [96.6%]	237 [2.4%]	1,858	425 <22.9%>	1,432 <77.1%>
川崎市	7,391	4,036	3,982 [98.7%]	14 [0.3%]	475	-	475 <100%>
相模原市	3,066	1,691	1,499 [88.6%]	173 [10.2%]	279	150 <53.8%>	129 <46.2%>

# 財政状況③ 歳出の状況 [令和元年度決算]

政策的な判断で活用できる一般財源は、指定都市の方が県よりも多い。

<一般財源ベース>

(単位：億円)

	歳出 総額	義務的経費			その他の経費		投資的 経費	
			人件費	扶助費	公債費	国保・ 後期高齢・ 介護保険		左記以外
神奈川県	13,722	9,005 (65.6%)	4,571 (33.3%)	1,407 (10.3%)	3,027 (22.1%)	2,139 (15.6%)	2,249 (16.4%)	328 (2.4%)
横浜市	11,031	6,547 (59.3%)	2,993 (27.1%)	1,795 (16.3%)	1,758 (15.9%)	961 (8.7%)	2,848 (25.8%)	676 (6.1%)
川崎市	4,670	2,692 (57.6%)	1,257 (26.9%)	749 (16.0%)	685 (14.7%)	324 (6.9%)	1,508 (32.3%)	146 (3.1%)
相模原市	1,892	1,193 (63.1%)	604 (31.9%)	319 (16.9%)	270 (14.3%)	173 (9.1%)	477 (25.2%)	49 (2.6%)

※地方財政状況調査等を基に一部県推計

※神奈川県の金額は、税交付金を除いている。また、市では扶助費となる子ども子育て関係（保育所給付費負担金等）、障害関係（障害福祉サービス費等負担金等）とそれらに関連する県単補助金については、扶助費に付替えて計上している。

# 4 令和元年度県税決算額の市町村別税収額(推計)

取扱注意

(単位 百万円)

区分	県民税			法人 事業税	地方 消費税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税			その他 税	合計	構成比
	個人	法人	利子割					自動車税	環境性能割	種別割			
横浜市	117,302	19,371	707	120,883	132,127	2,614	16,334	36,056	1,256	308	23,117	470,076	40.75 %
川崎市	49,567	6,065	292	37,616	51,342	815	8,975	11,237	391	96	10,922	177,319	15.37
相模原市	17,761	2,150	107	12,547	24,577	544	5,407	7,506	261	64	3,859	74,785	6.48
横須賀市	16,479	1,376	55	8,934	13,836	276	244	3,801	132	32	2,034	47,201	4.09
平塚市	11,141	1,213	37	7,761	9,237	228	775	3,142	109	27	1,326	34,994	3.03
鎌倉市	11,522	644	38	3,840	6,134	123	108	1,697	59	14	856	25,036	2.17
藤沢市	23,787	1,736	77	10,777	14,784	319	272	4,403	153	38	2,312	58,658	5.08
小田原市	8,145	867	27	5,372	7,079	166	569	2,287	80	20	1,191	25,803	2.24
茅ヶ崎市	11,849	553	39	3,311	7,530	180	151	2,486	87	21	1,288	27,496	2.38
逗子市	3,593	90	12	382	1,808	41	36	567	20	5	267	6,820	0.59
三浦市	1,592	71	5	298	1,496	35	26	478	17	4	220	4,240	0.37
秦野市	6,460	413	22	2,389	5,569	138	495	1,902	66	16	906	18,376	1.59
厚木市	10,541	2,890	35	20,594	9,391	204	1,678	2,808	98	24	1,584	49,846	4.32
大和市	11,171	664	37	3,757	7,892	164	1,786	2,258	79	19	1,447	29,273	2.54
伊勢原市	4,736	503	15	3,231	3,637	91	307	1,253	44	11	519	14,347	1.24
海老名市	6,378	589	20	3,531	4,740	108	1,009	1,491	52	13	796	18,726	1.62
座間市	5,518	373	18	2,107	4,219	95	978	1,316	46	11	747	15,428	1.34
南足柄市	1,626	147	6	941	1,455	39	125	544	19	5	254	5,160	0.45
綾瀬市	3,367	317	11	1,873	3,058	73	632	1,002	35	9	523	10,898	0.94
葉山町	1,950	45	6	166	992	29	20	395	14	3	168	3,788	0.33
寒川町	1,913	254	6	1,631	1,757	43	30	589	21	5	271	6,521	0.57
大磯町	1,641	65	6	362	1,009	30	94	408	14	3	180	3,811	0.33
二宮町	1,404	28	5	104	861	24	83	334	12	3	138	2,996	0.26
中井町	344	175	1	1,247	441	11	28	147	5	1	113	2,514	0.22
大井町	644	45	2	213	596	17	51	231	8	2	105	1,913	0.17
松田町	428	37	1	213	385	10	32	144	5	1	133	1,390	0.12
山北町	351	40	1	228	395	11	29	155	5	1	76	1,293	0.11
開成町	766	139	2	992	608	16	55	219	8	2	111	2,918	0.25
箱根町	483	108	2	367	665	12	33	168	6	1	206	2,051	0.18
真鶴町	237	9	1	22	229	6	20	79	3	1	42	648	0.06
湯河原町	837	50	3	172	858	19	71	263	9	2	166	2,450	0.21
愛川町	1,470	290	5	1,886	1,623	43	294	590	21	5	302	6,527	0.57
清川村	110	5	0	18	119	4	23	51	2	0	36	370	0.03
<b>合計</b>	<b>335,113</b>	<b>41,322</b>	<b>1,602</b>	<b>257,764</b>	<b>320,450</b>	<b>6,526</b>	<b>40,770</b>	<b>90,008</b>	<b>3,135</b>	<b>769</b>	<b>56,214</b>	<b>1,153,672</b>	<b>100.00</b>

備考1 各市町村の税収額を算定するに当たって、各県税事務所等別の決算額を用いることは、個人県民税を除いて税制度上適当ではないので、法人県民税については法人市町村民税の市町村別構成比によってあん分するなどして、税目ごとに適切な方法により推計したものである。

2 表示単位未満四捨五入のため、市町村ごとの合計、税目ごとの合計は一致しない場合がある。